



2 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなればならない。

2 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、次に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなればならない。

- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住居の所在地
- 四 上陸の目的
- 五 乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
- 六 本邦に滞在する期間
- 七 本邦における連絡先
- 八 法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関し入国審査官が申告を求めた事項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第二十四号

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引の力バー取引を行うための市場デリバティブ取引を次のように定め、公布の日から適用する。

令和三年四月二十六日

金融庁長官 水見野良三

○文部科学省告示第七十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第四号及び第六百六十二条、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十四条第二項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十一条第二項の規定により、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として、次に掲げるものを、令和三年四月二十六日付けで指定したので、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第七十六号）第四条の規定に基づき告示する。

令和三年四月二十六日

文部科学大臣 萩生田光一

名 称	位 置	課 程 の 名 称
レイクランド大学 ジャパン・キャンパス	東京都新宿区新宿五丁目七番十二号	学士号課程
		十六年

○文部科学省告示第七十七号

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第九号）で指定した外国の大学、大学院及び短期大学の課程を有する教育施設の位置及び課程の名称に変更があったので、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第七十六号）第四条の規定に基づき告示する。

令和三年四月二十六日  
文部科学大臣 萩生田光一

一 外国の大学の課程を有する教育施設

日	変 更		後		変 更		前	
	名 称	位 置	課 程 の 名 称	名 称	位 置	課 程 の 名 称	部	
令和元年 八月九日	テンプル大 学ジャパン キャンパス	東京都世田 谷区太子堂 一丁目十四 番二十九号	メディア・コ ミュニケー ション学部 芸術・建築学	テンプル大 学ジャパン キャンパス	東京都港区 南麻布二丁 目八番十二 号	コミュニケー ション・シア ター学部 芸術学部		

二 外国の大学院の課程を有する教育施設

日	変 更		後		変 更		前	
	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	部	
令和元年 八月九日	テンプル大学 ジャパンパス	東京都世田谷区 太子堂一丁目 十四番二十九 号	テンプル大学 ジャパンパス	東京都港区南 麻布二丁目八 番十二号				

三 外国の短期大学の課程を有する教育施設

日	変 更		後		変 更		前	
	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	部	
令和元年 八月九日	テンプル大学 ジャパンパス	東京都世田谷区 太子堂一丁目 十四番二十九 号	テンプル大学 ジャパンパス	東京都港区南 麻布二丁目八 番十二号				

○厚生労働省告示第八十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったので、同法第五十二条の二第一項並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十條の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

令和三年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久